

諮問番号：平成28年度諮問第34号

答申番号：平成28年度答申第32号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

(1) 原処分に係る通知に添付されていた非該当理由には、「知的障害」、「自閉症」があり、「相互的な社会関係の質的障害」も乏しく、「言語コミュニケーションの障害」もあり、コミュニケーションがうまくできず、外出時の危険物については、「特定の場所しかわからず」、「随時一応の注意が必要」と書いてある。

(2) 前記(1)の非該当理由には記載されていないが、対象児童には、ADHDがあり、外出先で突然飛び出したり等の行動もある。

(3) 前記(1)の非該当理由には、「日常生活能力の程度」で自立とあるが、週4回通っているデイサービスがあつての自立であり、留守番、買い物等もできず、デイサービスがなければ仕事も難しい状態である。

(4) 前記(1)の非該当理由には、IQ57（中度）とあるが、平成26年11月27日のテストであり、その後も学習能力は伸びておらず、もし必要であれば新しく検査のし直しも考えている。

2 処分庁の主張の要旨

障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定するものとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から手当認定対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためである。

同診断書には、発達障害関連症状における「相互的な社会関係の質的障害」及び「言語コミュニケーションの障害」が乏しいこと、日常生活能力の程度における「危険物」は特定のもの・場所はわかること、要注意度が「随時一応の注意が必要」であることが記載されているが、こうした同診断書の内容からは、

精神の障害 2 級の特別児童扶養手当障害程度認定基準（認定基準）を満たしているとははいえない。

また、ADHDがあり、外出先で突然飛び出しがあること等については、同診断書から読み取ることができず、日常生活能力の程度については、各項目について、対象児童がどれだけできるかに着目したものであるところ、デイサービスの利用あつての自立であることについては、同診断書に記載がなく、平成26年11月27日のテストの結果であるIQ値について、その後も学習能力が伸びていないことについては不明であるが、対象児童の障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める障害の状態に該当しないことは、前記1(1)の非該当理由に記載のとおりであり、審査請求人の主張を採用することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかしながら、審査請求人の主張する事情のうち、発達障害関連症状、危険物に対する認知、要注意度などに関する事情については、いずれも同診断書に記載された内容そのものであり、原処分は、こうした同診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われているから、これを違法、不当とする余地はない。

また、審査請求人の主張するその余の事情（対象児童がADHDであること、日常生活能力の程度における自立度及び知能指数に関すること）については、いずれも同診断書に記載がなく、障害の程度の認定が、同診断書の記載内容によって行われるものである以上、それに記載のないものへの考慮がなされていないことをもって、原処分を違法、不当ということはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年3月7日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで同診断書をみると、精神医学的総合判定が障害等級の2級に相当するとされる「中度」との評価であり、知能指数もIQ57で「中度」と判定され、「読み」、「書き」及び「算数」で学習障害があるとされているほか、発達障害関連症状はいずれも「乏しい」と評価され、精神症状も「緘黙」があるとされているが、問題行動及び習癖については記載が無く、日常生活能力の程度も「自立」の程度が強く、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっている。

こうした同診断書に記載された事実関係からすると、精神の障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童を障害非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続についても、適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美